

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都市だいが学園	施設種別	就労移行支援・就労継続支援B型事業
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

平成27年3月25日

総 評	<p>市内東南部に位置する京都市だいが学園は、京都市やましな学園等とともに、社会福祉法人京都身体障害者福祉センターを設置主体として、京都市内3エリア（洛南エリア、伏見エリア、山科・醍醐エリア）の中の山科・醍醐エリアにおいて、多機能型就労移行支援・就労継続支援B型事業を行っている事業所です。</p> <p>平成15年、「京都市やましな学園だいが分園」として開所され、障害者自立支援法の就労移行支援施設サービス事業に移行する流れのなかで、現体制を整備し、障害のある人が就職を目指しながらも就労移行支援で就職にいたらなかった人や、その人らしくその人に合った働くカタチを模索し、幅広くかつ柔軟に地域での生活と「働くことの大切さ」を意識した支援が行われている事業所です。</p> <p>訪問調査時には、事業所のプロモーションビデオ（映像）による運営・活動概要の説明を受けることができ、近隣に醍醐寺等の名刹がある自然に恵まれた閑静な住宅街のなかにおいて、開設以来、さまざまな葛藤・課題を乗り越えて、現在では地域の主体として、障害のある利用者がその人らしく、いきいきと「働く環境・生活の場」を構築されてきた状況をうかがうことができます。</p> <p>作業メニューには、オリジナルブランドのクッキーやドーナツ等の食品生産加工・販売業等があり、複数店舗のスーパーでの販売や近隣大学他への出張販売が行われています。工賃アップに向けて、さらに販路の拡大・商品開発にも大変意欲的である意向を聞き取ることができます。また、最近では、パン製造にも力を注がれている他、障害のある利用者の状況に合わせ、箱折りやお菓子の詰め合わせ等の軽作業、施設内清掃や施設外高齢者施設での配善・下善業務等も担い、多様な就労場面の設定に工夫をされています。</p> <p>利用者ニーズの充足を目指す姿勢を支援計画マニュアルに記載し、マニュアルに沿って、利用者の働く環境を整備する流れは、「相談→個別支援計画の策定→就労準備→就労実践→就職」と明確に示されています。特に就労準備においては、就業をする上で必要な知識や経験をできるだけ多く提供できるよう通常の作業やパソコン講習等を通じて行われている状況を聞き取ることができ、就労支援の実践的な取り組みとして高く評価できるものと考えています。</p> <p>地域とのコミュニケーション・理解が円滑かつ有効に機能するよう、また、事業所内において職員同士が会議等においてなんでも意見を出し合えるよう、内外を問わず園長の個性・リーダーシップが発揮されている状況を職員ヒアリングや実践事例の聞き取りからもうかがえ、また、「園長日記」等、ホームページでの情報発信も行い、充実した運営・経営環境に導かれていると見受けられます。</p> <p>本第三者評価の受診が今回初めてであるにも関わらず、同一法人他事業所の評価結果を上手く当該事業所運営への参考とし、法人としてのスケールメリットを活かした改善と自己評価への取り組み状況を確認できました。今後も地域に密着した多機能型の就労支援事業所として、障害のある利用者の就職支援が行われますことを期待しています。</p>
-----	---

<p>特に良かった点(※)</p>	<p>I-3-(2) 毎月定例会(全体会議)において、各部門の収支状況について報告会を行い、利用者の工賃を担う意識を高めるための取組みが園長を中心に行われている。また、「京都市就労移行支援事業等ネットワーク形成促進事業」の助成を受け、適切な人員配置や職員の働きやすい労働環境整備に積極的に取り組んでいる。今後はさらに販路拡大の営業活動を全職員が一体となって取り組むことで、成功体験・成果の共有を図り、工賃アップにつながるよう期待したい。</p> <p>III-1-(1) 事業所の概要は、プロモーションビデを作成する等、映像を通じてわかりやすく伝えられるよう工夫されている。また、事業所独自のホームページには、事業所概要・サービス内容商品の案内等、就労支援事業所として、必要な情報が簡潔にまとめられ、発信されている。また、園長日記や障害のある利用者が笑顔でいきいきと作業・活動している写真等、事業所の雰囲気がよく伝わるよう作成されている。</p> <p>III-2-(1~3) 障害のある利用者のアセスメントとニーズ把握は、設定時期に面談を通して行い、本人の意向に基づいて個別支援計画に落とし込まれている。個別支援計画に沿った支援後も、モニタリングを行い職員の意見を反映させながら、利用者の就労・就職支援につながるよう支援が行われている。訪問調査時利用者のヒアリングにおいても、職員がしっかりと本人の意向を聞き取り、充実した支援環境のなかで作業に就いている状況を確認することができる。</p> <p>IV-1(1) 本事業所が、就労の場、就職を目指すトレーニングの場であること「働く場」であることの意識を高く持ちながらも、余暇活動においても利用者の自治会を設け、職員も関わりながら定期的に自治会を開催し、行き先を決定する等、利用者を中心にバランスの取れた支援が行われている。身だしなみやマナーを含め、社会人として広く地域で活躍するための支援が行われており、高く評価できる。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>本第三者評価事業評価基準の視点において、現時点において特に改善が望まれる点は見受けられませんでした。</p> <p>しかし、障害のある利用者の就業環境の向上を目指す支援のあり方には、外部環境の変化に影響を受けることも多く、また、利用者の意向・状態に沿った支援環境を維持・構築することは、日々の活動の積み上げが重要であり、その取組みには際限があるものではありません。</p> <p>これまでの実践知を十分に検証された上で、障害のある利用者の状況及び事業所としての体制・体力に合った、バランスの取れた運営を保持いただき、販路の拡大や工賃アップ、就業環境の向上等に特化した、具体的な成果目標と計画を立てていただき、さらに充実した取組みを展開されますよう期待しています。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】

評価結果対比シート

受診施設名	社会福祉法人京都身体障害者福祉センター 京都市だいが学園
施設種別	就労移行支援・就労継続支援B型
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構
訪問調査日	2015年2月20日(金)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	① 理念が明文化されている。	A	A
		② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。	① 理念や基本方針が役員及び職員に周知されている。	A	A
		② 理念や基本方針が障害のある本人(家族・成年後見人等含む)に周知されている。	A	A
I-2 計画の策定	I-2-(1) 事業計画の策定について	① 各年度計画を策定するための基礎となる中期(概ね3年)もしくは長期(概ね5年以上)計画が策定されている。	A	A
		② 事業計画の策定が組織的に行われている。	A	A
		③ 事業計画が職員に周知されている。	A	A
		④ 事業計画が障害のある本人(家族・成年後見人等含む)に周知されている。	A	A
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A	A
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A	A
	I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みにリーダーシップを発揮している。	A	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みにリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

I-1-(1) 法人の理念・基本方針は事業所のパンフレット・ホームページ・フェイスブックに記載され、館内入口にも掲示があり、誰もが身近に目に触れるよう工夫されているほか、月次会議時に職員で復唱している。

I-1-(2) 基本方針・運営方針は、「関係規程集」や「事業計画書」に記載し、全職員に配布しているほか、「みんなの信条」は毎週一回職員間で朝礼終礼時等に復唱していることを聞き取った。また、施設パンフレットと法人パンフレットへの記載や、ホームページなどのインターネット情報により、職員や利用者・家族が確認できることを確認した。

I-2-(1) 中長期計画については、法人の「中長期経営計画」が策定されており、平成23年から27年までの「実行計画及び計画シート」が秀逸に策定されていたことを確認した。また、事業計画は、会議で目標設定や評価、見直しを行っており、職員全員での情報共有をするなかで策定されている。また、事業計画は利用者や保護者には分かりやすい内容で配布されている事が確認できた。

I-3-(1-2) 管理者の役割・責任については「関係規程集」に記入があり、「組織及び事務分掌規則」にて文章化されている。また、法人内のホームページに遵守すべき法令等に関しては纏めがあり、情報収集に努めている事が確認できた。定期的で開催している定例会議等、各種会議については、会議の効率化や改善、質の向上の為、検討していることを定例会議会の会議録により確認した。経営状況や課題は毎月の収支状況を確認し、月一回行っている定例会議で分析・共有し、管理者が福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、ヒヤリングなどを実施して、力を発揮しやすい環境で仕事に従事できるよう、人員配置や環境整備についても協議・検討している事が聞きとれた。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	A
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見し、改善を行っている。	A	A
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立し、職員のやる気向上に取り組んでいる。	A	A
		② 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
		② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A	A
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行なっている。	A	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A	A	
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A	A	
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行なわれている。	① 社会福祉に関する資格取得のための実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	A	A	
II-3 個人情報の保護	II-3-(1) 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護法」に基づき適切に管理している。	① 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護法」に基づき適切に管理している。	A	A
II-4 安全管理	II-4-(1) 障害のある本人の安全を確保するための取り組みが行なわれている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における障害のある本人の安全確保のための体制が整備されている。	A	A
		② 災害時に対する障害のある本人の安全確保のための取り組みを行っている。	A	A
		③ 障害のある本人の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A	A
II-5 地域や家族との交流と連携	II-5-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 障害のある本人と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 地域の福祉ニーズを把握し、事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	II-5-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 障害のある本人を支援するため、必要な社会資源や関係機関を明確にして連携している。	A	A
		② 家族との定期的な連携・交流の機会を確保している。	A	A

【自由記述欄】

II-1-(1) 経営環境の把握は、毎月の売上高の比較を前年度ベースで行う「収支推移表」および「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」によりなされていること、また、福祉サービスのニーズを各支援学校教員とのネットワーク等により、情報収集及び利用状況の分析及び改善を行っていることを聞き取った。また、「通所実態調査表」を作成し、利用者の推移や分析を行い、毎月の定例会議において全体で共有し対策を検討していることを確認した。

II-2-(1) 事業計画や、法人事務局のページに人材確保について謳われている事が確認できた。また、社会福祉士や介護福祉士等の資格取得について個々の職員のスキルアップとして推奨している事が聞き取れた。

II-2-(2) 職員の就労状況への配慮は、年1回、人事評価での職員面接調査により職員の意向や思いを聞き取り、現場の改善策や職員配置の検討に活かされている。「年次休暇簿・振休一覧表」により、月一回有給休暇の消化率や時間外労働等のデータをチェックしている。また、メンタルヘルス等のカウンセリングが無料で受けられる、インフルエンザの予防接種に助成金を出していること等、職員の福利厚生や健康維持に積極的に取り組んでいることが聞き取れた。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制は、「服務基準書」を平成25年度に新たに作成し、その中に組織としての求める基本姿勢や意識を明確に記されていることを確認した他、「福祉職員キャリア対応障害研修課程テキスト」を配布し、職務別法人内研修計画を立て、職員の資質向上に取り組んでいる。資格取得職員の人材育成計画については、「資格取得一覧表」を作成し把握している。また、「自己申告表」により目標設定を行い、各職員に研修の機会を提供している。法人内研修、エリア研修等における研修の企画実施があり、「研修受講復命書」により研修報告書と評価がなされていることを確認した。

II-2-(4) 実習生の受け入れについては、実習生受入マニュアルに基本姿勢や責任体制が明文化されており、学校とも協力し、指導が行われていることが聞き取れた。

Ⅱ－３－（１） 個人情報保護法に基づき、情報管理に係る安全措置のマニュアルが「法人関係規程集」より確認したほか、「運営規定」「重要事項説明書」でも確認した。個人情報については、利用者・家族に「施設サービス利用に係る情報提供同意書」を作成し、契約時に個人情報の利用目的及び第三者への提供に関する同意を得ていることを文書により確認した。

Ⅱ－４－（１） 安全管理については、「緊急時対応マニュアル」を策定し、「緊急連絡網」を作成し、普通救命講習Ⅰの受講や利用者のアセスメントシートへの必要事項記載等を確認するなどの対応がはかられていることを文書と聞き取りにより確認した。「タカシタ消防」による年２回の避難訓練や、緊急時の連絡網を策定して、被災に備えた体制の構築がなされている。また、「事故／ヒヤリハット報告書」として文書化し、再発防止策を周知・対策を講じていることを文書により確認した。

Ⅱ－５－（１） 地域との連携は、地域の各施設、大学等での販売会を通じて、地域住民との交流を積極的に行っていることを聞き取った。また、春日野小学校からのチャレンジ体験や辰巳保育所との交流、幼稚園の職員の研修受け入れ等を通じて、地域住民が障害特性や福祉について理解を深めることができる取り組みを実施していることを聞き取った。ボランティアの受け入れについては、「ボランティア対応マニュアル」を作成して、積極的に販売ボランティア等の活動に参加してもらっていることを聞き取った。

Ⅱ－５－（２） 関係機関や家族との連携は、適宜面談や個別支援計画を通じて、利用者が他に利用している福祉サービス等の把握に努め、社会資源・関係機関等の情報を朝礼、終礼、会議等で共有化されていることが聞き取れた。また、日常的に利用者の家族とは「連絡帳」への記載や電話連絡等を通じて、適宜連携・交流の機会を確保していることを「連絡帳」にて確認した。また、個別支援計画策定時には、家族との面談等で要望を聞き、個別支援計画等に反映されていることが聞き取れた。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 サービス開始・継続	Ⅲ-1-(1) サービス提供の開始が適切に行なわれている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A	A
		② サービスの提供を始めるにあたり障害のある本人等(家族・成年後見人等を含む)に説明し同意を得ている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行なわれている。	① 支援内容の変更や暮らしの場の変更にあたり生活の継続性に配慮した対応を行っている。	A	A
Ⅲ-2 個別支援計画の作成とサービス提供手順	Ⅲ-2-(1) 障害のある本人のアセスメントが行なわれている。	① アセスメントとニーズの把握を行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 障害のある本人に対する個別支援計画の作成が行われている。	① 個別支援計画を適正に作成している。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 個別支援計画のモニタリング(評価)が適切に行われている。	① 定期的に個別支援計画のモニタリング(評価)を適切に行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(4) サービス実施の記録が適切に行なわれている。	① 障害のある本人に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A	A
② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。		A	A	
③ 障害のある本人の状況等に関する情報を職員間で共有化している。		A	A	
Ⅲ-3 障害のある本人本位の福祉サービス	Ⅲ-3-(1) 障害のある本人ニーズの充足に努めている。	① 障害のある本人ニーズの把握を意図した仕組みを整備している。	A	A
		② 障害のある本人ニーズの充足に向けた取り組みを行なっている。	A	A
	Ⅲ-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A	A
		③ 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)からの意見等に対して迅速に対応している。	A	A
Ⅲ-4 サービスの確保	Ⅲ-4-(1) サービスの一定の水準を確保する為の実施方法が確立されている。	① 提供するサービスについて一定の水準を確保する為の実施方法が文書化されサービス提供されている。	A	A
		② 一定の水準を確保する為の実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-4-(2) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行なわれている。	① サービス内容について定期的に評価を行なう体制を整備している。	B	A
		② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	C	A

【自由記述欄】

Ⅲ-1-(1) 事業所の情報は、写真を取り入れたパンフレットとホームページ、「京都市はたらきまひょ」のホームページでも掲載されている。京都ジョブパークでもパンフレットが設置され、誰でも入手することが出来る。学園の映像(プロモーションビデオ)を制作、見学希望者や障害のある本人への説明の際に活用され、仕事内容や余暇活動を含め学園の雰囲気を知りやすく伝える工夫がされている。サービス利用開始時の説明は重要事項説明書、利用契約書で行い、障害のある本人また家族の同意を得ていることを聞き取りにより確認した。また、他の事業所の利用が望ましい場合は、「個別支援計画・モニタリングマニュアル」に基づき、本人、家族との話し合いの上、書面、電話、対面での引き継ぎを行い、より適切な情報提供と引き継ぎが行えるように手順が整備されていることを確認した。

Ⅲ-2-(1) アセスメント、個別支援計画は、「プロフィールシート」「ケース記録」「モニタリング表」の所定の様式に本人、家族のニーズを面談をもとに情報収集を行い、複数の職員の意見を基に具体的に記されていた。就労継続支援B型は6か月ごと、就労移行支援は3か月ごとの定期的な見直しや評価(モニタリング)を通じて、本人のニーズや状況に変化があった場合は複数の職員の意見が反映され、適宜見直される仕組みとなっていることを確認した。

Ⅲ-2-(4) 障害のある本人に関するサービスの実施状況は毎日、「ケース記録」に記録、「個別支援計画会議」により複数の職員の意見がモニタリングに反映されていることを確認した。記録等の文書管理は、「ケース記録管理体制・書き方マニュアル」に基づき、サービス管理者が管理し、情報開示についても法人で「個人情報管理規程」にて定めがあり、関係規定集は毎年全職員に配布し、周知徹底を図っていることを確認した。障害のある本人の状況等は朝礼、終礼で情報共有が行われ、各部門の連携は毎週行われる定例会議にて連携が図られていることを確認した。

Ⅲ-3-(1) 利用者の本人ニーズの充足に努めるため、個別面談が行われていることを確認した。ニーズの把握は定期的な個別面談以外にも、食堂に設置されている「なんでも箱」への投書のほか、必要に応じて本人、家族からの聞き取りや面談を行っていることを確認した。また、利用者による自治会「ワークだいで運営委員会」が組織され、月1回の余暇活動の実施にあたり、行き先や交通機関等を利用者から提案する仕組みが設けられ、一体感を生む取組みがあることを聞き取りにより確認した。

Ⅲ-3-(2) 利用者からの苦情や要望の受付は、「意見箱」の設置と「相談カード」が配布されているほか、相談室を設置していつでも相談できる環境が整えられている。契約時に「重要事項説明書」をもとに外部の相談窓口の説明も行われている。苦情解決の手順は「重要事項説明書」に明示され、「苦情申出窓口について」として掲示板に掲示されていることを確認した。また、障害のある本人からの意見等の記録の手順や対応等の検討は「個別支援計画・モニタリングマニュアル」に記載されており、適宜見直しが行われていることを確認した。

Ⅲ-4-(1) サービスの水準を一定にするために、朝礼でスケジュール等を確認、毎月の定例会議や部門会議を通じて随時検討し、課題の発見・共有を行い、「個別支援計画・モニタリングマニュアル」に反映されていることを聞き取った。サービスの実施方法の見直し時期や方法は「個別支援計画・モニタリングマニュアル」に記載されており、本人や家族の意向を反映して見直しが行われている。また、中期経営計画を策定し、PDCAサイクルに則って、「自己評価点検表」を用い、継続的に評価が実施されていることを確認した。必要に応じて、福祉事務所や支援センター、地域の声から事業所のあり方についてカンファレンスを受け、第三者の声を聞いていることを確認した。京都府のモデル事業に選定され、コンサルタントによる継続的なアドバイスを受け、作業工程の構築や利用者が働きやすい環境づくりについて質の向上に向けた取組みも行われていたことを聞き取りで確認した。

IV 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-1 障害のある本人を尊重した日常生活支援	IV-1-(1) 障害のある本人を尊重する取り組みがなされている。	① 障害のある本人を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。(プライバシーへの配慮)	A	A
		② コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	A	A
		③ 障害のある本人の主体的な活動を尊重している。	A	A
IV-2 日常生活支援	IV-2-(1) 清潔・みだしなみ	① 【入浴】入浴について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。	A	非該当
		② 【衣服】衣服について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。	A	A
		③ 【理美容】理美容について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重した選択を支援している。	A	A
	IV-2-(2) 健康	① 【睡眠】安眠できるように配慮している。	A	非該当
		② 【排泄】障害のある本人の状況に合わせた排泄環境を整えている。	A	A
		③ 【医療】障害のある本人の健康を維持する支援を行っている。	A	A
	IV-2-(3) 食事	① 【食事】楽しい食事ができるような支援を行っている。	A	A
	IV-2-(4) 日中活動・はたらくことの支援	① 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の取り組みを行っている。	A	A
	IV-2-(5) 日常生活への支援	① 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の取り組みを行っている。	A	A
		② 事業所の外での活動や行動について障害のある本人の思いを尊重した取り組みを行っている。	A	A
	IV-2-(6) 余暇・レクリエーション	① 障害のある本人の意思を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような余暇・レクリエーションの取り組みを行っている。	A	A

自由記述欄

<p>IV-1-(1) 本人尊重の姿勢、プライバシーへの配慮は、「重要事項説明書」において明示され、説明されていることを確認した。「接し方マニュアル」にプライバシー保護について記載され職員にも徹底されている。口頭による意思伝達が困難な利用者に対しては、写真を用いた「指示書」「手順書」を提供し説明、個別のコミュニケーション手段が確保され、福祉事務所、保健センター、居宅支援事業書、職業相談室、職業センター、就業・生活支援センター、嘱託医等との連携・相談体制があることを聞き取りにより確認した。自治会が組織されており、余暇活動に主体的に取り組まれていることを聞き取りにより確認した。また、保護者会や説明会を適宜開催し、事業計画や事業運営等について協議する機会を確保していることを聞き取りにより確認した。</p>
<p>IV-2-(1) 独自の入浴サービスは行っていないが、契約時や日常の中でも衛生面について聞き取りを行っていることを確認した。また、衣服について課題がある場合等は、家族と連携をはかって清潔に保つ努力をされていることが聞き取れた。整髪やひげそりなど理美容について、適宜声かけや確認が行われており、ニーズのある利用者には事業所内で身だしなみを清潔に保つ方法をアドバイスしていることを確認した。</p>
<p>IV-2-(2) 睡眠の状況を適宜確認し相談に応じていること、休憩室にパーテーションを置くなど必要に応じて仮眠できる環境整備がされていることを確認した。月1回の体重測定、年1回の歯科検診と健康診断、検便は3か月に1回実施し、障がいのある本人の健康や衛生に配慮した支援がされている。健康維持について適宜相談に応じたり、必要に応じて家族や関係機関と連携をとっていることを聞き取りにより確認した。</p>
<p>IV-2-(3) 現在、業者委託による弁当給食の形態を取られている。業者によるアンケートが月1回、嗜好調査が年1回行われるほか、月1回の食事担当者会議でメニューの見直しや改善が図られている。カロリー表示された献立表を1か月ごとに配布され、食堂は自由席となり、楽しい食事ができるよう工夫がなされていることを確認した。</p>
<p>IV-2-(4) 利用者本人の意思を尊重し、特性に合わせた作業内容やプログラムを提供され、利用者のニーズに合わせたトレーニングが行われている。また、パソコン教室や料理教室、腰痛予防体操などを月1回実施し、日中の活動では学ぶことが難しいニーズにも応える取組みがなされている。</p>
<p>IV-2-(5) 金銭管理については適宜相談に応じているほか、生活する力を養うために1人暮らしをイメージした生活費の使い方を講習する企画も実施していることを確認した。事業所外の外出支援を行う際には、必要に応じて生活支援センターや居宅支援事業所、関係機関と連携を取りながら支援していることを確認した。</p>
<p>IV-2-(6) 余暇活動は利用者による自治会での意見を基にプログラムを実施し、レクリエーションについてもアンケート調査を行い、利用者の希望に沿った企画づくりに配慮していることを確認した。</p>